

佐賀県規則第37号

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則（昭和42年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後									
<p>(知事が指定する事業等)</p> <p>第6条 条例第5条の2第1項に規定する別に知事が指定する事業及び同条第2項に規定する知事の指定する面積は、別表第2のとおりとする。ただし、県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、又は造成された農地についての開田が行われる場合に納付させる特別徴収金については、条例第5条の2第1項に規定する別に知事が指定する事業は、別表第2に掲げる事業のうち次の各号に掲げる地区で行う事業に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>		<p>(知事が指定する事業等)</p> <p>第6条 条例第5条の2第1項に規定する別に知事が指定する事業及び同条第3項に規定する知事の指定する面積は、別表第2のとおりとする。ただし、県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、又は造成された農地についての開田が行われる場合に納付させる特別徴収金については、条例第5条の2第1項に規定する別に知事が指定する事業は、別表第2に掲げる事業のうち次の各号に掲げる地区で行う事業に限るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>分担金の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第2条第2項に規定する土地改良事業</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分	分担金の率	法第2条第2項に規定する土地改良事業	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>分担金の率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第2条第2項に規定する土地改良事業</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分	分担金の率	法第2条第2項に規定する土地改良事業	略
事業区分	分担金の率										
法第2条第2項に規定する土地改良事業	略										
事業区分	分担金の率										
法第2条第2項に規定する土地改良事業	略										
<p>次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(1) 離島振興対策実施地域等（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、</p>		<p>次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率</p> <p>(1) 離島振興対策実施地域等（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域、</p>									

改正前				改正後			
			<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項</u>に規定する過疎地域（同法<u>第33条</u>の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）、受益地内の平均の傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項に規定する指定棚田地域をいう。以下同じ。）において行うもののうち、当該事業に要する経費に対する国の補助の割合が55/100であるもの 20/100（多額の事業費を要するダム建設事業として知事が別に指定するもの（以下「指定ダム建設事業」という。）にあっては、15/100）</p>				<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項</u>に規定する過疎地域（同法<u>第3条、第41条、第42条及び第44条</u>の規定により過疎地域とみなされる区域、<u>同法第43条</u>に規定する区域並びに<u>同法附則第5条</u>に規定する<u>特定市町村並びに特別特定市町村の区域</u>を含む。）、受益地内の平均の傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項に規定する指定棚田地域をいう。以下同じ。）において行うもののうち、当該事業に要する経費に対する国の補助の割合が55/100であるもの 20/100（多額の事業費を要す</p>

改正前				改正後			
			(2) 略				るダム建設事業として知事が別に指定するもの（以下「指定ダム建設事業」という。）にあつては、15/100 (2) 略
		略			略		
		クリーク防災機能保全対策事業（大規模）	略		クリーク防災機能保全対策事業（大規模）	略	
					法人経営農地整備事業		22.5/100（離島振興対策実施地域等において行うものうち、当該事業に要する経費に対する国の補助の割合が55/100であるものにあつては、17.5/100）
	法第2条第2項に規定する土地改良事業以外の土地改良事業	略			法第2条第2項に規定する土地改良事業以外の土地改良事業	略	
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
	条例第5条の2第1項に規定する別に知事が指定する事業	条例第5条の2第2項に規定する知事の指定する面積			条例第5条の2第1項に規定する別に知事が指定する事業	条例第5条の2第3項に規定する知事の指定する面積	

改正前	改正後
<div data-bbox="230 255 1104 303" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="197 311 539 343">様式第1号（第3条関係）</p> <div data-bbox="862 359 1075 430" style="text-align: right;"> 土改第 号 年 月 日 </div> <p data-bbox="257 446 291 478">略</p> <p data-bbox="235 494 380 526">1～3 略</p> <p data-bbox="235 542 1030 574">4 条例第5条の2第1項の規定により徴収する特別徴収金</p> <p data-bbox="257 582 1108 1260">これについては、国から補助金の交付を受けて行う事業で別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき土地改良法（以下「法」という。）第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（土地改良法施行令第53条の8及び同令附則第13項に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者は、当該事業に要する費用のうち国から交付された補助金の額及び県が負担した額の合計額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域の土地の面積に割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を納付しなければならない。</p>	<div data-bbox="1160 255 2033 303" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="1126 311 1469 343">様式第1号（第3条関係）</p> <div data-bbox="1780 359 1993 430" style="text-align: right;"> 第 号 年 月 日 </div> <p data-bbox="1187 446 1220 478">略</p> <p data-bbox="1164 494 1310 526">1～3 略</p> <p data-bbox="1164 542 1960 574">4 条例第5条の2第1項の規定により徴収する特別徴収金</p> <p data-bbox="1187 582 2038 1260">これについては、国から補助金の交付を受けて行う事業で別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき土地改良法（以下「法」という。）第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業の計画において予定する用途以外の用途（土地改良法施行令第53条の8及び同令附則第5条に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者は、当該事業に要する費用のうち国から交付された補助金の額及び県が負担した額の合計額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域の土地の面積に割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を納付しなければならない。</p> <p data-bbox="1153 1276 2027 1388"><u>注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">土改第 号 年 月 日</p>	<p>2 <u>処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県知事となる。）、提起することができる。</u></p> <p><u>なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができる。</u></p> <p>(1) <u>審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</u></p> <p>(2) <u>処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p>3 <u>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。</u></p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<div data-bbox="232 256 1099 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<div data-bbox="1160 256 2024 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p data-bbox="1160 308 2024 419">注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p data-bbox="1218 427 2024 738">2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。</p> <p data-bbox="1218 746 2024 1104">3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。